

預金口座振替規定

1. 当行に請求書が送付されたときは、依頼人に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しは不要とします。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、依頼人に通知することなく、請求書を返却します。
3. この契約を解約するときは、当行に書面により届出てください。なお、この届出がないまま長時間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出がない限り、当行はこの契約が終了したものととして取扱います。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。
5. 当行は、この規定を、依頼人の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、依頼人の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

（2020年4月1日現在）